

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年6月29日
担当課	契約課

契約業者名・住所	富士通 Japan 株式会社 東日本公共ビジネス統括部（千葉）・千葉市中央区新町3 - 1 3
工事等の名称	「第四期ちば電子調達システム」サービス提供業務（長期継続契約）
工事等の場所	松戸市役所 財務部 契約課
種 別	システム使用料
工事等期間	令和8年5月1日～令和13年4月30日
契約金額	月額 1,040,380円
工事等の概要	電子調達システムは、調達業務の一連の処理を電子化し、入札に係る事務の効率化、透明性、競争性の確保を目指し開発されており、電子調達システムの更新は発注者（利用団体）及び受注者にとって入札業務の利便性を向上させるための事業である。利便性向上の具体例としては、受注者はシステムにログインせずとも各種進捗状況を把握できるよう、メールによるプッシュ通知が可能であることやアクセシビリティに配慮したインターフェースであることが挙げられる。 また、利用団体との共同運用を図り、事務の効率化を目指したシステムの導入を行う。
随意契約の理由	「ちば電子調達システム」は、調達業務の一連の処理を電子化し、入札に係る事務の効率化、透明性、競争性の確保を目指し開発されたものであり、松戸市及び千葉県を含む県内57団体で共同利用することで、事務の効率化並びに発注者・受注者双方の入札関連業務の利便性向上に資するシステムです。今回導入する「第四期ちば電子調達システム」においては、発注者・受注者ポータル及び名簿管理機能の刷新、入札参加資格申請時における添付書類の完全電子化等、業務効率や利便性の一層の向上に資する機能が実装されています。 システム導入にあたっては、上述の57団体で構成される千葉県電子自治体運営協議会において、総合評

	価方式一般競争入札を実施し、サービス提供事業者を富士通 Japan 株式会社と決定したところです。なお、同総合評価実施にあたっては、本市情報政策課長（当時）が電子調達部会長として評価委員会に参画しています。 57 団体による共同利用により必要費用を分担・低減するとともに、事務の共通化・窓口の一本化による効率化と発注者・受注者双方の利便性に寄与するには、本システムの導入以外では実現不可能です。 以上のことから本システムを有する富士通 Japan 株式会社 東日本公共ビジネス総括部（千葉）を地方自治法 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約の相手方として選定するものです。
--	--